

工事費内訳書の提出について

平成27年3月9日

最終改正：令和6年11月1日

1 工事費内訳書の提出の義務化

平成26年6月4日に公布された建設業法等の一部を改正する法律により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正されたことに伴い、平成27年4月1日以降に上田市が発注する建設工事の入札においては、入札書とともに工事費内訳書の提出を義務化することとする。

2 工事費内訳書の提出

発注者は、入札公告又は指名通知の際に、金額を抜いた工事費内訳書の様式を掲載し、入札者は、次の事項に注意し、必要事項を記入の上、入札書とともに工事費内訳書を提出することとする。

- (1) 所定の様式を使用すること。
- (2) 提出日、入札者の名称等及び金額を記入すること。
- (3) 記入した事項を訂正する場合は、横条2線を引いて訂正印を押印すること。
- (4) 工事費内訳書の工事価格が入札書の入札価格と一致すること。
- (5) 同一の入札案件に2部以上提出しないこと。

3 工事費内訳書の確認

- (1) 発注者は、事後審査型一般競争入札においては、開札後に行う入札参加資格要件の審査時に工事費内訳書を確認するものとし、指名競争入札においては、開札後、落札決定までの間に工事費内訳書を確認するものとする。
- (2) 発注者は、工事費内訳書の内容を確認し、不備があった場合は、入札書を無効とする。ただし、軽微な不備で、審査時に修正等を依頼し、工事費内訳書が適正に修正された場合は、この限りでない。

4 入札後の工事費内訳書の取扱い

- (1) 発注者は、工事費内訳書を入札関係書類（公文書扱い）として保管するとともに、公文書開示請求の対象にするものとする。
- (2) 当該入札案件に、談合の可能性が疑われる場合又はその他調査の必要が生じた場合、発注者は、入札者に詳細な工事費内訳書の提出を求めるとともに、説明を求めることができるものとする。